

東武バスウエスト株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の  
上限運賃変更認可申請に係る審議（２回目）

1. 日 時

令和5年4月11日（火） 10:30～10:55

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

自動車局：石嶋地域交通室長ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 浅井、宮田、本間、廣井、堤、山本

4. 議事概要

- 自動車局から、東武バスウエスト株式会社（以下「東武バスウエスト」という。）からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請に係る第1回の審議における委員からの質問事項について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
  - ① DX（デジタルトランスフォーメーション）による業務の効率化やバス車両の投資計画について、今後の見通しを教えてほしい。
  - ② 過去3年間の事故発生件数が0件である要因について、運転者の年齢が若いなどの特色はあるのか。等について、意見・質問があった。
- これに対し、自動車局からは、
  - ① 確認する。
  - ② 東武バスウエストを含め、武相ブロックのバス事業者における運転者の平均年齢は50歳前後であり、特段年齢が若いというようなことは見受けられない。等の回答があった。

※本審議における委員からの質問事項について、令和5年4月25日に自動車局から回答があり、委員から意見・質問はなかった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。